

サン・マルコ財務官と中世ヴェネツィア都市民

— 遺言書史料に見る行政機構の発展 —

高 田 京比子

【要約】 中世都市においては、都市民と政府の距離が近く、市民の日常的な活動が行政に反映しやすいと考えられる。とりわけ、史料に恵まれたイタリア都市コムーネでは、より社会的な視点から都市行政機構の発展を研究することが可能であるし、またそうすることが必要であろう。本稿は、このような立場から、一三世紀ヴェネツィアにおけるサン・マルコ財務官の発展を取り上げる。この役所は、都市の財政や経済・福祉活動、市民の家族生活の各方面で重要な役割を果たしたが、その基礎には遺言執行人としての機能があつた。市民の遺言書の分析は、一三世紀ヴェネツィア社会の変化に応じた市民の要求の多様化との相互作用の中で、サン・マルコ財務官の遺言執行人としての職務が確立されていったことを、明らかにするであろう。

史林 八四巻五号 二〇〇一年九月

はじめに

中世都市研究における社会史的史料の活用が盛んになって久しい。とりわけ、中世後期の大都市については、福祉活動や風俗規制、祭礼など市民の生活と密接に結びついた都市の機能について研究が進展し、これらを広く「都市の自治活動」として位置づける見解も現れている。つまり、従来は都市自治といえは政治的自立を暗黙のうちに含み、後者と深く

かわりを持つ活動が主に研究対象とされてきた。このような都市自治と政治的自立を連続したものと捉える発想をあらため、自治を政治的自立にかかわる問題と市民生活のそれとに分けて考察しようとするのである。^①これは伝統的な「都市自治」発展の問題と、昨今隆盛をきわめる社会史的研究の成果の間を橋渡しし、都市の制度的発展を市民の側の視点から理解しようとする姿勢にも連なると言えよう。本稿もこのような立場から、「都市自治」やそれを支える諸制度の発展の問題を考え、中世都市自治発展のメカニズムの一端を明らかにしようとする。史料としては、ヴェネツィア古文書館に保存されている遺言書を用いる。

ヴェネツィアが属す北中部イタリアは、中世盛期のコムーネ（自治都市／自治都市政府）が領域支配を行う都市国家にまで成長した点で、都市史研究の中でも重要な位置を占める。また史料に恵まれていることから、都市の社会史的研究が非常に盛んな分野でもある。しかし、コムーネの自治制度が最も発達する一一—一三世紀を考えた場合、いまだに市民の日常生活の視点からの研究は少ない。これは史料の問題もあるが、やはり、従来の研究が政治システムや支配層の変遷（コンスル制からポデスタ制への移行、ポポロの台頭など）、都市の行政機構およびアルテなどの制度的発展を語ることのみで、この時代の大枠を理解してきたことも大きな理由だろう。つまり、一一世紀末に都市役人としてのコンスルが出現し始める。一二世紀の間に、商業を扱う委員会などが独立、議会は都市領主の権力を制限し、一二〇〇年までに事実上全ての都市でコンスルなどを中心とした「政府」ができ、コムーネの形が整う。これを受けて、一二世紀末から一三世紀初めは、多くの都市で都市法の集成や徴税体制・コンタード行政の発展が見られるなど、さらに自治が進む。また、同時に、経済力を蓄えた商人・職人層、農村部からの移住者などが初期のコンスル貴族に対して政治権力を要求し、種々の党派争いやその中での支配層の闘争・融合・淘汰を経て新たな政治体制（シニョリア政または寡頭政）へ移行するというわけである。^②

もちろん、これら制度史も重要な分野であり、制度を支えた支配層の実態や都市と農村の関係など、解明されるべき課題も多々残っている。しかし、この時期の制度的発展を市民生活の視点から解きあかす試みも同様に重要であろう。なぜ

なら、都市コムローネにおいては、都市民と政府の距離が近く、市民の日常的な活動が行政に反映しやすいと考えられるからである。そもそも、都市コムローネとは、基本的には城壁に囲まれた一定の狭い空間に利害を持つ人々が集まって、運営していくものである。そして、それは文字通り共通の (commune) 利益を求めて結成された団体であると同時に、各々の「家」^③に属す市民たちの寄り合い所帯でもある。「家」が党派争いの基盤となることもあれば、ある「家」に属すことが政治に参加するための要件となる場合も存在した。「家」のみが彼らの行動を律する基準であつたわけではないが、当時の人的結合の重要な部分を占めていたことは事実である。このような政府であれば、いわゆる「下から」のあるいは「成文化されない非公式の」活動と制度的発展の相互作用を見ることが大切ではなからうか。とりわけ、史料が増え始める一三世紀については、都市の行政機構の発展を、より社会的な視点で研究することが可能であるし、また、そうすべきである。

そこで本稿では、一三世紀ヴェネツィアにおけるサン・マルコ財務官の発展、とりわけ遺言執行人としての、この役所の職務確立の過程を取り上げたい。ヴェネツィアは、もとビザンツ帝国の支配下にあつた点、元首 *dux* という特殊な制度を持っている点など、他のイタリア都市一般の制度的発展とは異なる要素が目立つ都市である。しかし、一二世紀の間にコムローネの形態を整え (コムローネの語 *Commune Venetiarum* の登場、元首の世襲制の阻止とそれに続く権力の制限、それに伴う大議会 *consilium maius* の登場とここへの権力の集中)、一三世紀に都市の行政機構が発展したことは変わりない。^④ 一三世紀前半には都市法がまとめられ、^⑤ 司法機能も整備・専門化された。^⑥ 後の共和国の要となる各種委員会や制度の大半はこの時期に生まれ、法令集が定められている。^⑦ 支配層は未だ流動的ではあるが、古くからの家系に新たに台頭した商人家系が加わり、後の「都市貴族」の家柄がそろいつつあつた。^⑧ 同時にかつて見られた元首と住民集会 *concilio* という枠組みは徐々になりを潜め、都市の権力が大議会に収斂していく。^⑨ この時期のヴェネツィアを「都市コムローネ」の枠組みで論じることには問題はなからう。また党派争いがなかつたため、行政機構の発展を比較的継続的に観察できるといふ強みもある。

一方、サン・マルコ財務官は、各種あるヴェネツィアの役職の中でも古くから存在し、都市の財政・都市経済や福祉活動・市民の家族生活の方面で重要な機能を果たした役職である。元首の私的礼拝堂であったサン・マルコ教会の管財人から発展したので、サン・マルコ財務官 *Procuratores sancti Marci* と呼ばれるが、実際の職務内容は、単なる教会財産の管理を大きく越えていた。とりわけ注目に値するのが、遺言執行人としての機能である。市民の遺産処理や遺産の管理というこの仕事を通じて、彼らは市民の家産と密接な関係を持つようになった。また、預かった遺産は、喜捨や慈善に使用するほか、ヴェネツィア政府発行の公債やリアルトの商工業者への投資に回された。一四世紀には、財政不足時にコムネへ貸し出しを行うこともあり、社会的にも経済的にも非常に重要な役割を担っていたのである。市民の「家」と社会、あるいはコムネの、いわばパイプ役として機能したとも言えよう。中世都市における「家」「親族」の重要性が指摘されているなか、このように市民の家産管理と密接な関係にある役所は、特にその制度的発展における市民の側のイニシアティブが見えやすいのではなからうか。遺言執行人としてのサン・マルコ財務官の発展を明らかにすることは、中世都市自治の発展を市民の生活レベルから考えるところという本稿の目的に、有益な材料を提供すると考える。

- ① 江川温「ヨーロッパの成長」『岩波講座世界歴史八、ヨーロッパの成長』、岩波書店、一九九八年、二二頁、二八―二九頁。
- ② 例え、D. Nicholas, *The Growth of the Medieval City, From Late Antiquity to the Early Fourteenth Century*, London, 1997, pp. 157-166, 246-271, 307-321.
- ③ 本稿では「家」という言葉が主に、同世帯でなべごと財産共有を血縁の絆に基づいて利害共有関係にある人々の集団を指す。
- ④ *commune Veneciarum* の語が初めて記録されるのは一一五二年で、G. Tabacco, *The Struggle for Power in Medieval Italy: Structure of Political Rule*, trans. by R. B. Jenson, New York, 1989, pp.
- ⑤ 拙稿「十三世紀ヴェネツィアにおける都市法の発展とその社会的背景」『西洋史学』一九二号、一九九八年、四八―六九頁。
- ⑥ G. I. Cassandro, "La curia di Petition", *Archivio Veneto*, 5 serie
- 1971-92. ただしここでタバッコは、ヴェネツィアのコムネン政体が以前の *curia* を頂点とする公園からの継続的發展であることと、後背地との関係が欠如してゐることを強調し、他の北中部イタリア都市との相違に注意を喚起してゐる。より、同質性に力点を置いているのは O. Capitani, *Storia dell'Italia medievale*, Bari, 1992, pp. 361-372, 特に p. 369; M. Asceri, *Istituzioni medievali*, Urbino, 1994, pp. 206-214, 特に p. 212.

20, 1937, pp. 1-210.

⑦ *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, vol. 2, a cura di R. Cessi, Bologna, 1931. (rist. anast. Bologna, 1970); M. Roberti, *Le magistrature giudiziarie veneziane e il loro capitolari fino al 1300*, vol. 1, Padova, 1906, vol. 2, Venezia, 1909, vol. 3, Venezia, 1911.

⑧ 従って「一三世紀」とりわけその前半におおつてはまだ、姓に基づいて人々の属す階層を示すことはできなかつた。「市民」という言葉は曖昧ではあるが、ヴェネツィアに不動産を所有し、そこになにかがしかの生活の拠点があり、ヴェネツィア政府の保護を受けている人々を一般に

指す言葉として本稿では使用する。

⑨ 制度の発展について G. Maranini, *La costituzione di Venezia I. Dalle origini alla serrata del Maggior Consiglio*, Firenze, 1974. (rist. anast.) 支配階級の交錯について A. Castagnetti, *Famiglie e affermazione politica*, in *Storia di Venezia I. Origini-Era ducale*, a cura di L. C. Ruggini, M. Pavan, G. Cracco e G. Ortalli, Venezia, 1992, pp. 613-644; G. Rösch, *Der venezianische Adel bis zur Schließung des großen Rats*, Kiel, 1989, を参照。

第一章 サン・マルコ財務官の機能と制度的発展

中世ヴェネツィア都市生活におけるサン・マルコ財務官の重要性を最初に明らかにしたのは、ミユラーである。彼は、年代記や法令集などの基本的史料に加え、主に一三世紀末—一四世紀の遺言書やそれに基づく遺産管理の帳簿、判決などを用いて、この役所の制度的発展と経済的・社会的機能を包括的に研究した^⑩。現在も彼の研究を越えるものは出ていない。本章では、これを参考に、まず議論の前提として、サン・マルコ財務官が教会の管財人からどのようにその権限を拡大し、コモーネの役所として整備されていったのかを提示する。ただし、法令や議会決議など重要な史料は再度ここで検討し、遺言執行人という職務に注目しながら、あらためてこの役所の制度的発展をあとづけることにしたい。また、ミユラーが明らかにしたこの役所の経済的・社会的重要性と遺言執行人機能とのかかわりを再確認し、本稿の課題と研究方法をより明確にする作業も同時に行う。

(一) コムーネとのかわり

ヴェネツィアの守護聖人、聖マルコを祭るサン・マルコ教会は、九世紀に遡るヴェネツィアの宗教的中心地である。また、ローマ教会のヒエラルヒーから独立した元首の私的礼拝堂で、しばしば住民集会の場として使用されたため、政治的にも重要な場所であった。ここにサン・マルコ財務官がコムーネと密接な関係をもつていく素地があったのだろう。史料で確認できる最初のサン・マルコ財務官は、一一五二年の Otto Bassius である。サン・マルコ教会の建設、装飾、財産管理を任せるため、元首が彼を任命した。やがてこの役職の選出は大議会の管轄となる。正確な移行の時期は確定できないが、おそらく一三世紀であろう。他の役職と同じようにコムーネから給料が支給されたが、終身任期である点が異なり、元首職の次に威信があった。実際この役職についてた人物の名前を見ると、有力者が就任していることがよくわかる。

一三世紀には、役人の定員増加も行われた。同世紀はじめには一人であったのが、一二三〇／三一年には二人、一二五九／六〇年には三人、一二六六年には四人になる。それでも人数は不足し、一三一九年には六人となった。この最後の定員増加を定めた大議会決議には、役人の業務内容に基づく呼称の基本的区分、すなわち *de supra* と *super commissarius* (*de subtus*) の二区分、さらに後者の下位区分である *de citra* と *de ultra* が見られる。*de supra* は、サン・マルコ教会の財産管理やサン・マルコ広場の管理にたずさわり、*super commissarius* は、遺産として市民から預けられた財産・地所の管理にたずさわる。*super commissarius* のうち *de citra* は大運河のサン・マルコ広場側 *de ultra* は反対側の財産の管理に当たった。これらの呼称はサン・マルコ財務官関係の古文書の分類項目にも、そのまま用いられている。なお一三一九年の定員増加は、*super commissarius* の仕事が忙しかったため行われた。現在ヴェネツィア古文書館に残されている史料も、*de supra* のものより *super commissarius* のものが圧倒的に多い。遺言執行人の仕事がサン・マルコ財務官の中で如何に重要な位置を占めていたかを示していると言えよう。また、仕事の増加に伴い、集金人や公証人、法律家など様々な職員も雇

用されるようになった。^⑤一六世紀に作成された法令集のコピーによると、サン・マルコ財務官は火・木・土に出勤することが義務づけられている。^⑥この役職に選出された人は、サン・マルコ広場に仕事場と住居を供給された。^⑦

人数の変遷からもわかるように、彼らの仕事及び権限が大きく拡大したのは一三世紀である。まず、サン・マルコ教会への寄進物の管理を行うだけでなく、コムーネの財政とつながりをもつようになった。断片的に残されている一三世紀の小議会決議集などを見ると、コムーネが配布する武器・コムーネが徴収した罰金や没収した財産・イスラム船からの戦利品を一時保管していたことがわかる。^⑧一三世紀後半からはヴェネツィア政府発行の強制公債とも密接なつながりを持つようになった。

ここで少し強制公債についての説明を補足しておこう。強制公債は、関税による通常収入を補う形で、臨時に多額の支出が必要なとき、その資金を調達するためにもっぱら使われた手段である。^⑨一二世紀からすでに、市民がコムーネの必要にこたえて資金を貸した記録がいくつか残っており、このような市民の自発的な貸し付けが強制公債の起源だと思われる。ヴェネツィア経済史、財政史の権威であるチェツィヤルツァットによれば、一二〇七年五月の史料は、すでに、貸し付けが自発的なものから強制的なものに移行しつつあることを示している。ここでは元首が、「コムーネに貸し付けを行った人々はリアルト(ヴェネツィア経済の中心地)の収入や関税から貸し付け金の返済が受けられる」と通達しているが、それによれば人々は自発的な額ではなく、二パーセント、四パーセント(おそらく財産に対する割合)というように、割り当てられた額を貸していた。^⑩さらに、「債権者の名前はサン・マルコ財務官の台帳に記される」という文章も見え、サン・マルコ財務官がかなり早期からコムーネの財政と深い関わりを持っていたことが窺える。^⑪また、一二二四年には、公債を専門に扱う独立した役人の存在が観察できないこと、^⑫一二五二年には、公債判事*indices impressiorum*という役職名が登場していること^⑬から、公債を専門に扱う役所は、一二二四年から一二五二年の間に設立されたと考えられる。一二五八年には、公債を課す目的で世襲財産の評価が行われ、一二六二年には利息支払いの方法と利率が大議会で定められた。^⑭さ

らに、一三世紀末から一四世紀のいくつかの法令を見ると、公債収入の多い時期にはその一部がサン・マルコ財務官に預けられ、利子の支払いに当てられたこと、反対に財政難の時期にはサン・マルコ財務官に公債を買うことが命じられたり、サン・マルコ財務官が預かっている遺産からコムーネの支出が補われたりしたことがわかる。^⑮ こうして一四世紀までに、サン・マルコ財務官はコムーネの財政において重要な位置を占めるようになった。

（二）市民生活とのかかわり

では、肝心の遺言執行人としての機能はいつ発達したのだろうか。一三世紀の法令を検討すると、サン・マルコ財務官が徐々に市民の生活、特にその家産管理に関与し始めていることがわかる。まず一二二六年、不動産売買に関する次の三点がサン・マルコ財務官の職務として定められた。すなわち、「今後全ての売却証書はサン・マルコ財務官の手に保管され、必要があれば、いつでもそれを提示しなければならない」こと、「不動産の購入希望者から判事が受け取る手付け金は、サン・マルコ財務官の管理下におかれる」こと、「嫁資の担保として設定されている不動産が売却される場合、判事は女性に嫁資の額を尋ね、売却代金のうち嫁資に相当する金額を彼女の名義でサン・マルコ財務官に預けねばならない」ことである。^⑯ これらは、一二四二年に整備された法令集成にもそのまま採用された。^⑰

次に、遺産管理、未成年の後見人としての発達がある。すでに一二〇五年の法修正で、ヴェネツィア以外で無遺言で死んだ市民の遺産回収に、この役所がかかわることが定められていた。すなわち、故人の債権者は相続人に自分が死者に貸した額を請求することができたが、相続人が未成年で、かつ回収された遺産が負債を支払うのに不十分で債権者を満足させられない場合、サン・マルコ財務官が相続人が成人するまで遺産を預かるのである。^⑱ また、四二二年法では、「無遺言で死んだ人の子供が未成年の場合、親族が後見人を選ぶことになるが、その後見人が作成すべき財産目録の写しがサン・マルコ財務官に保管されなければならない」という条項が、新たに加えられた。^⑲

これらの法令は、サン・マルコ財務官が教会財産に限らない各種財産の管理に権限を拡大したことを示している。しかし、この役所と遺言執行人機能の関係を直接示すものではない。最初にそれを示唆するのが、一二四九年の大議会決議である。ここでは、「サン・マルコ財務官は遺言執行人として預かっている財産の収入、支出を毎年決算しなければならない」と定められた。^⑧この時点ですでに、サン・マルコ財務官が遺言執行人として働いていたことを示しているといえよう。またこの決議には、「利益を生じるために預けられた *que erunt dimisse ad Iucrandum*」と言う文言も見える。サン・マルコ財務官が投資活動を行っていたことも、推察できるのである。さらに、はっきりと両者のつながりが明言されたのが一二七〇年であった。すなわち、「今後サン・マルコ財務官は元首あるいは裁判官の命令により、全ての未成年と精神薄弱者の後見人として彼らの財産管理や法廷での援助……を行うこと、また元首と判事に指示された全ての遺言書の *furnitores* として遺産分配……を行うこと」が大議会で決議され、さらに住民集会で承認されたのである。^⑨ *furnitores* とは遺言執行人が死亡などによりその職務を遂行できない場合、その後を受け継ぐ人のことである。従って、必ずしも遺言執行人と同義ではない。しかし、遺言執行の職務の引き継ぎを義務化したという点で、この法令は制度上の一つの重要な画期とみなすことができるだろう。実際、この頃には多くのヴェネツィア市民がサン・マルコ財務官を遺言執行人として指名するようになっていた。^⑩

サン・マルコ財務官は、こうして集まった遺産をさまざまに運用していた。ミユラーによると、とりわけ重要なのは、次の二つである。^⑪

第一は、残された親族に生活費を供給するため、遺産を投資する活動である。投資先は政府公債やリアルトの商工業者が最も一般的で、遺言者の指示があれば商品や不動産に投資することもあった。第二は、遺産として残された個人の不動産を管理し、その収入から「永遠」に喜捨や慈善を行う活動である。これは、教区教会や各種修道院、信者会、病院、街区の貧者などに対して行われた。遺言者から指示がある場合もあれば、サン・マルコ財務官の裁量に任される場合もある。

この目的のためにサン・マルコ財務官に託された不動産はかなりあつたらしく、一三三三年には「永遠の喜捨」を無効とする法令が通過している。市内の不動産は最大一〇年しか宗教目的のために遺すことができず、期限経過後それらは売却すると定められた。もっとも、現在残っているサン・マルコ財務官の帳簿の中には、何世紀にも渡って家賃の管理が行われた記録も残っており、全ての不動産が売却されたわけではない。²⁴ また売却による収益をもとに基金を作り、これを公債に投資するなどして、喜捨や慈善、親族のための生活費に当てることもあつた。²⁵ この場合、喜捨や慈善を受ける側とすれば、不動産に基づく「永遠の喜捨」と大差ないと言えよう。

ミユラーも認めているように、これらの活動がヴェネツィア経済に占めた割合を推定することは難しい。しかし、市民の個人的資産がサン・マルコ財務官を媒介として、都市内の慈善活動、中小商工業者への融資、政府公債への投資に使用される意義は強調すべきであろう。公共福祉や徴税に関わる活動は、いずれも中世後期に「市民生活にかかわる都市自治」の一側面として重要な発達を見る要素である。サン・マルコ財務官は、未分化かつ先駆的な形態とはいえ、これらの活動の一部を受け持っていたと考えられるからである。そして、それらの活動を支えていたのは、まさに市民が託した遺産であつた。サン・マルコ財務官の業務の中でも、とりわけ遺言執行人の機能に注目すること、そしてそれを「都市自治を支える諸制度」の一例として取り上げることの有効性が確認できよう。

では、具体的な問題として、サン・マルコ財務官はいつ頃から遺言執行人の役割を引き受けるようになったのか、そして、投資活動や永遠の喜捨のための不動産管理は、いつからサン・マルコ財務官に委ねられるようになったのか。これらの点を明らかにするためには、一三世紀の間に市民がそれぞれの遺言書の中で、どのような役割を彼らに与えていったのか調査する必要がある。なぜなら、すでに一二二五年、サン・マルコ財務官を遺言執行人として名指している遺言書が存在するからである。²⁶ また、同年の小議会決議の中には、サン・マルコ財務官が遺言書の問題に介入していることを示唆するものもある。²⁷ 以下、史料の分析を通じて、上記の課題に取り組むことにしたい。

- ① R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco in the Thirteenth and Fourteenth Century", *Studi Veneziani*, 13, 1971, pp. 105-220.
- ② カン・トルロ財務官の帳簿には、この帳簿を始めた役人の名を記してあるものが多し。また、遺言書の中にはカン・トルロ財務官の各種を記してあるものがある。
- ③ ノボロの正任は、本に確認される。A. Danduli, *Chronica per extensum descripta*, a cura di E. Pastorello, Rerum Italicarum scriptores, vol. XII, parte I, Bologna, 1941, pp. 293-294, 310, 314.
- ④ カホネント中文哲書館 Archivio di Stato di Venezia (以下 ASV) の「國誌書」の目録に、449。
- ⑤ 本に記す、カン・トルロ財務官は次第に業務から離れて、其職に仕掛ける難儀の道阻の致部を担いでいた。一大冊記に、その一種の記録を、449。
- ⑥ 本に記す、1564年の本に、参照した。ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 346. "Capitulare", cap. 6.
- ⑦ カホネントの R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", pp. 105-123, 1449。
- ⑧ *Il liber communis detto anche plegiorum*, a cura di R. Predelli, Venezia, 1872, p. 47 (n. 137), p. 75 (n. 287), p. 81 (n. 309), p. 126 (n. 518), p. 133 (n. 550); M. Roberti, *Le magistrature giudiziarie veneziane*, vol. 2, p. 72, vol. 3, p. 17; *Deliberazioni del Maggior Consiglio*, vol. 2, p. 143; G. Luzzatto, *I prestiti della repubblica di Venezia (sec. XIII-XV)*, *Introduzione storica e documenti*, Padova, 1929, p. 106 (doc. 123). 449。例として、*Il liber communis* 一三二八年六月の六二〇番条に、元首の命によりカン・トルロ財務官が、Cherso のホネスタに、盾二〇、兜二九、胸あて四、胴巻あし、槍三五を渡したことが記す。
- ⑨ 449。
- ⑩ 449。G. Luzzatto, *Il debito pubblico della Repubblica di Venezia*, Milano, 1963; Idem, *I prestiti della repubblica di Venezia*.
- ⑪ G. Luzzatto, *Il debito pubblica*, p. 16; R. Cessi, *Bilanci generali della Repubblica di Venezia*, vol. 1, tomo I, Venezia, 1912, pp. 25-26 (doc. 9). 宗令は、本に記す。G. Luzzatto, *I prestiti*, pp. 27-29, doc. 7.
- ⑫ カホネントの「本」には、この正任は、本に記す。449。
- ⑬ ノボロの正任は、本に記す。449。
- ⑭ R. Cessi, *Bilanci generali*, p. 30 (doc. 15).
- ⑮ G. Luzzatto, *I prestiti*, pp. 31-32 (doc. 10).
- ⑯ R. Cessi, *La regolazione delle entrate e delle spese (secolo XIII-XIV)*, Padova, 1925, p. 7 (doc. 1).
- ⑰ ノボロの正任は、本に記す。R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", pp. 215-219.
- ⑱ "Gli statuti civili di Venezia anteriori al 1242", a cura di E. Besta e R. Predelli, *Nuovo Archivio Veneto*, n. s. 1, parte 2, 1901, pp. 288 (cap. 5), 289 (cap. 6), 294-295 (cap. 19).
- ⑲ *Gli statuti veneziani di Jacopo Trepolo dal 1242 e le loro glosse*, a cura di R. Cessi, Venezia, 1938, pp. 135 (liber III, cap. 18), 142-143 (liber III, cap. 29).
- ⑳ "Gli statuti civili di Venezia anteriori al 1242", pp. 248-249 (cap. 10, 11, 12).
- ㉑ *Gli statuti veneziani di Jacopo Trepolo*, pp. 103-104 (liber II, cap. 2).
- ㉒ "quod Procuratores sancti Marci debeant facere racionem omni

anno de toto introitu et exitu, quod ipsi habebunt de sancto Marco, et eciam rationem faciant annuatim de toto introitu et exitu, quod ipsi habebunt, de omnibus commissariis, que erunt eis dimisse ad lucrandum vel aliquid boni inde faciendum secundum tenorem commissarie,", *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, vol. 2, p. 239.

⑭ "quod Procuratores sancti Marti sint et debeant esse tutores de cetero omnium pupillorum et mentecaporum secundum formam statuti legis, postquam eis iniunctum fuerit per dominum Ducem vel per Iudices proprii, et facere et administrare debeant facta dictorum pupillorum et mentecaporum, tam in proprietatibus, quam in sacramento faciendo ad curias, quam in clamoribus tolendis, quam in omnibus aliis, que fuerint opportuna, et insuper ordinatum si quod esse debeant dicti Procuratores furnitores omnium testamentorum, de quibus eis dictum erit per dominum Ducem vel per Iudices proprii et ipsa testamenta furnire debeant et recuperare bona defunctorum."

第二章 史料の性格

一般にイタリアや南仏では、一二—一三世紀の間に遺言書の慣習が普及したと考えられている^①。これまでも、中世都市民の生活やメンタリテイをうかがい知るための重要な社会史的史料として遺言書が取り上げられており、イタリア都市コムーネにかなり一般化した制度であったといつてよいだろう。ヴェネツィアにおいても、元首など特殊な場合を除いて、一二世紀頃からいくつか簡単な形式の遺言書が残るようになった。一三世紀のあいだに徐々に残存数が増し、同世紀後半には、おそらくかなりの数の遺言書が書かれていた。もともと、どの程度の人が遺言書を書いたか、また、書かれた遺言

rum et furnire omnia, que superstererint ad furniendum in dictis testamentis,", *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, vol. 2, p. 240.

⑮ R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", p. 136.

⑯ R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", pp. 148-215. ただし、彼の関心は主として経済史と、史料の一二八〇年代以降が中心である。

⑰ この点は、概して採用されるべきであらう。R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", p. 195. 筆者が参照した史料の中には、遺産管理の帳簿が「一六、七世紀に於て連続して綴じられている」とある。

⑱ R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", p. 196.

⑲ *Novi documenti del commercio veneto del sec. XI-XIII*, a cura di Antonio Lombardo e Raimondo Morozzo Della Rocca, Venezia, 1953, pp. 89-92 (doc. 82).

⑳ *Il liber comunis dato anche piegiorum*, p. 74 (n. 275).

表1 *Testamenti delle donne* に刊行された女性の遺言書の数
(総計31通、うち23通がPSM以外から収集)

年代	1206-10	1211-20	1221-30	1231-40	1241-50
数	2	6	4	9	10

表2 *Documenti del commercio, Nuovi documenti* に刊行された男性の遺言書の数
(総計13通、全てPSM以外)

年代	1151-1199	1200-1249
数	4	9(1)

()の中の数字はサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定してるもの

表3 ASV, *Cancelleria inferiore, Notai*, b. 85, b. 138 に含まれる遺言書の数 (総計22通)

年代		1221-49	1250-59	1260-69	1270-79
数	男性	3	2(1)	5	2
	女性	0	2	3(1)	5

()の中の数字はサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定してるもの

表4 *Aspetti della società veneziana* に刊行された37通の遺言書(1285-99年)の出典の内訳

出典		Canelleria infeiore, notai	Procuratori di S. Marco
数	男性	16(2)	12(12)
	女性	7(3)	2(2)

()の中の数字はサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定してるもの

書のうち、どれほどが我々の手元に史料として
伝えられているか、正確に知ることはできない。
ただ、法令で遺言書の優先が述べられていること
とや、職人の遺言書も時に残っていることなど
③から、一三世紀中には多くの人が遺言書の作成
を依頼するようになったと考えてよいだろう。
またヴェネツィアでは、一四世紀になると、作
成した遺言書の記録を提出することが公証人に
義務づけられるため、一三〇一—一三二五年で
三〇〇〇を越える遺言書が書かれたと概算でき
る。⑤これは、筆者が参照した遺言書やその他目
録から推定可能な一三世紀最後の四半世紀の遺
言書数よりはるかに多い。⑥その意味では、一三
世紀は、遺言書の習慣の普及率に比べ残存率が
それほど高くなかった可能性もある。ただ、本
稿では遺言執行人としてのサン・マルコ財務官
の発展を見るために遺言書史料を用いるので、
サン・マルコ財務官と関わりない遺言書の残存
率はそれ程問題にはならないであろう。

筆者が検討したのは、ヴェネツィア古文書館の *Procuratori di San Marco* (以下 PSM と略) という史料分類単位に保管されている一二〇〇年代の遺言書である。^⑦ 十三世紀の遺言書は、この PSM の他、*Cancellaria inferiore, Notai* (下位書記局、公証人) や公証人関係文書や聖職機関など、様々なシリーズに分かれて保存されている。これら全ての調査は不可能であるため、PSM を選んだ。理由は、まず第一に、これがサン・マルコ財務官関係の史料を集めたシリーズであること、従って帳簿や遺言書の写し、裁判記録などとサン・マルコ財務官が遺言執行人として保持していた文書を網羅していることである。遺言執行人関係の文書は *commissaria* と呼ばれ、PSM の史料群の大半を占める。^⑧

PSM の *commissaria* に含まれる遺言書とサン・マルコ財務官との関連について、他のシリーズとの簡単な比較を行ってみた(表一、二、三、四)。表一は、現存する十三世紀前半のヴェネツィア女性の遺言書全てを刊行した論文から、遺言書の数を年代別に数えたものである。ここでは、PSM 以外にさまざまなシリーズから史料が集められているが、サン・マルコ財務官を遺言執行人に指定しているものは一つも見られない。^⑨ たいていは、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹など近親が遺言執行人として登場する。ときには、教区司祭や友人も指名される。これらは遺言執行人としてはきわめて一般的な人物で、男性の遺言書や十三世紀後半以降の遺言書にも共通してみられる人々である。また十三世紀初頭は遺言書の数自体、少ないことがよくわかる。表二では、十三世紀前半までのヴェネツィア商業についての基本的な二つの刊行史料に含まれる遺言書数を挙げた。これらは全て男性の遺言書である。ここでは修道院関係を中心に PSM 以外のシリーズから史料が集められているが、サン・マルコ財務官を遺言執行人に指定しているのはわずか一例のみであった。表三は PSM と並んで遺言書を多く含むシリーズである、*Cancellaria inferiore, Notai* から二箱を抽出して、そこに含まれる遺言書を調べたものである。このシリーズは公証人の名前順に史料が集められ、しかも大部であるので、目録から十三世紀の史料を多く含むことがわかる箱のうち、二つを選ぶという方策を採った。やはりサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定している人は、それ程多くはない。表四は一二八五―一九九九年の三七通の遺言書を刊行した論文より作成した。この三七

表5 ASV, *Procuratori di San Marco* (commissaria) に含まれている13世紀の遺言書

年代	～1229	1230-9	1240-9	1250-9	1260-9	1270-9	1280-9	1290-99	総数
男性の遺言書	4(1)	5(2)	4	10(6)	17(11)	22(18)	37(32)	28(21)	127(91)
女性の遺言書	3	5(1)	2(1)	7(2)	13(7)	6(4)	5(5)	10(7)	51(27)
計	7(1)	10(3)	6(1)	17(8)	30(18)	28(22)	42(37)	38(28)	178(118)

()の中の数字はサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定しているもの

表6 ASV, *Procuratori di San Marco* (commissaria) に含まれている13世紀の遺言書の内容について

年代	～1229	1230-9	1240-9	1250-9	1260-9	1270-9	1280-9	1290-99
永遠の喜捨を命じたもの	0	0	0	8(6)	8(6)	14(13)	7(7)	10(8)
遺産の投資を命じたもの	0	1	0	1	7(4)	5(4)	15(14)	10(9)

()の中の数字はこれらの仕事をサン・マルコ財務官に委ねているもの

通は *Cancelleria inferiore*, *Notai* と PSM の二つのシリーズから抽出されているが、シリーズ別に遺言書の総数とサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定している件数を数えた。PSM ではほとんどの遺言者がサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定しているにも関わらず、*Cancelleria Inferiore Notai* では、一〇パーセント強にとどまっている。遺言執行人としてのサン・マルコ財務官の確立過程を追うためには、PSM の遺言書を調査するのがもっとも有効なのである。PSM を選んだ第二の理由は、近年この *commissaria* の目録が整備され、必要な遺言書の調査が我々のような研究者にも可能になったことである。PSM は千近くの箱からなる古文書集であるが、*de ultra*, *de circa*, *misii* (*de ultra* と *de circa* から後世集めて整理しなおされたもの) にわかれていて、それぞれに *commissaria* が含まれている。*commissaria* では、たいてい関係者(主に遺言者)の名前順に史料が整理されているため、従来、年代別の遺言書調査はほぼ不可能であった。ミュラーの研究がとりわけ十三世紀前半の遺言書への言及に欠けているのも、この目録がまだ整備されていなかったことが大きいと考えられる。

表五は筆者が調査した遺言書を年代別に集計したものである。ここでは遺言書そのものだけでなく、サン・マルコ財務官の帳簿に転写されている遺言書のコピーや抜き書きも「遺言書」としてまとめて調査した。一二九〇年代に若干減少しているが、後はほぼ時代とともに増加する傾向にあることがわかった。また十三世紀末は圧倒的に男性の遺言書が増えていることも読みとれる。ただ

し、一四世紀以降の公証人史料によると、女性の遺言書の方がわずかではあるが多く残っているのが普通のように、この格差はPSMの史料の偏りを示しているのかもしれない^⑤。括弧の中の数字は、各年代において、サン・マルコ財務官を遺言執行人に指定して件数を示す。一二七〇年代以降は比率が高く、ほぼ四分の三または、それ以上に達していることがわかる。しかし、一三世紀初頭でもサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定する人は確実に存在し、五〇年代から徐々に増え六〇年代では五〇パーセントを超えていた。やはりサン・マルコ財務官の発展には、彼らを遺言執行人として指名する市民側の動きが、大きく影響しているのである。

表六では、ミユラーが、遺言執行におけるサン・マルコ財務官の重要な機能として挙げた、不動産管理による永遠の喜捨と動産の投資を命じている遺言書の数を、それぞれ年代別に表した。括弧の中の数字は、この仕事をサン・マルコ財務官に委ねている遺言書の数である。ここから、まず、永遠の喜捨は一二五〇年代より、動産の投資は一二六〇年代からサン・マルコ財務官の仕事として定着し始めたことがわかる。さらに表五と対照すれば、そのことが一二五〇、六〇年代のサン・マルコ財務官の指名増加に影響していることも読みとれる。やはり、永遠の喜捨と投資は、この役所が遺言執行人としての職務を發展させるための鍵なのである。なお、男性に比べて女性のサンブルが少ないため男女の比較は行わなかったが、女性も男性と同様、永遠の喜捨や動産の投資をサン・マルコ財務官に託していた。

次章では、具体的にこれらの遺言書の内容を見ながら、サン・マルコ財務官を遺言執行人として選択する市民側の論理と、その社会的背景を考察する。

① J. Chiffolleau, *La comptabilité de l'au-dela. Les hommes, la mort et la religion dans la région d'Avignon à la fin du Moyen Age (vers 1320 - vers 1480)*, Roma, 1980, pp. 35-38. シェノヴァで1155-1156年と1157-1158年の公証人史料が、すべて六三三通の利用可能な遺言書が含まれている。S. Epstein, *Wills and Wealth in Medieval Genoa, 1150-1250*,

Cambridge, Massachusetts and London, 1984, pp. 1, 22. バイトマンは13世紀には、高位聖職者や有力封建貴族・都市貴族から一般市民へと遺言書の習慣が広がった。A. Rigon, "Orientamenti religiosi e pratica testamentaria a Padova nei secoli XII-XIV (prime ricerche)", in *Volens intestatus decedere. Il testamento come fonte della storia*

religiosa e sociale, Perugia, 1985, p. 44.

- ② 前注で挙げた文献の他に、マレットソ、マッシジ、フロンツェ、ペルーシヤ、ピサの二三世紀末から一四二五年に至る計三三二六件の遺言書を分析した、S. K. Cohn, *The Cult of Remembrance and the Black Death, Six Renaissance Cities in Central Italy*, Baltimore and London, 1992. などがある。しかしこのような遺言書を用いた心性研究の限界については早くから指摘されている。D. O. Hughes, "Struttura familiare e sistemi di successione ereditaria nei testamenti dell'Europa medievale", *Quaderni Storici*, 33, 1976, p. 947. 我が国ではジェノヴァの遺言書を分析した次のような研究がある。山辺規子「二世紀中頃ジェノヴァの遺言書に見る家族」『西洋中世の秩序と多元性』関西中世研究会編、法律文化社、一九九四年、二三一—二五〇頁、亀長洋子「中世ジェノヴァ商人の「家」——アルベルゴ・都市・商業活動——」刀水書房、二〇〇一年、三七四—四〇〇頁（第一章）。なお、これらの研究はたいてい家族史・心性史の文脈で遺言書を分析しており、本稿のように都市の行政制度の発展を見るため遺言書史料を用いたものではない。
- ③ "Gli statuti civili di Venezia anteriori al 1242", p. 229 (cap. 42).
- ④ 二一九九年二月一〇日の靴屋アルマーノの遺言書など。彼は仕事場以外に不動産は所有しておらず、飛び抜けて裕福というわけでもない。F. Arbitrio, *Aspetti della società veneziana del XIII secolo (sulla base di 37 testamenti trascritti e pubblicati)*, tesi di laurea dell'Università degli studi di Padova, a. a. 1979-1980, doc. 31.
- ⑤ L. Guzzetti, "Le donne a Venezia nel XIV secolo. Uno studio sulla loro presenza nella società e nella famiglia", *Studi Veneziani*, n. s., 35, 1998, p. 20.
- ⑥ 統計的処理をしたわけではないので、グッセツティのように推定数を出すことは困難である。それでも、一〇〇〇は越えないのではないかとと思われる。
- ⑦ すでに刊行されているものについてはそれぞれを参照し、注でも刊行史料の史料ナンバーもしくは頁を記した。
- ⑧ 他には法令集、不動産売却証書などの雑証書を集めた箱などがある。
- ⑨ L. Zamboni, *Testamenti di donne a Venezia (1206-1250)*, tesi di laurea dell'Università degli studi di Padova, a. a. 1992-1993. *イン* ユンクリプトの転写とその内容及び全体の概要紹介を主とする論文である。すでに引用したF. Arbitrio、以下引用するM. C. Bellatoの論文も同じ。
- ⑩ *Procuratori di San Marco*, de cita には testamenti とインシリズが別であり、*commissaria* に含まれない（つまり、帳簿や関係史料を伴わない）遺言書が保管されている。この論文で転写されているP.S.M.の遺言書はたゞて、testamenti のものである。またここでは完全な遺言書のみ転写しているので、筆者が参照したようなP.S.M.の帳簿の中の遺言書の抜き書きは含まれていない。Testamenti の遺言書に（ここでは、二二六〇年代までは網羅的に調査したが（*commissaria* に含まれているものは、数は多くない。また重複しているものもある））P.S.M.を遺言執行人に指定しているものが少ないこともあり、調査の都合上、本稿では取り扱わなかった。
- ⑪ *Documento del commercio veneziano nei secoli XI-XIII*, a cura di R. Morozzo della Rocca, A. Lombardo, 2 vols. Roma-Torino, 1940. *Nuovi documenti del commercio veneto del sec. XI-XIII*.
- ⑫ F. Arbitrio, *Aspetti della società veneziana del XIII secolo*
- ⑬ B. Lanfranchi Strina, *Inventario, Procuratori di San Marco. Misti*

(Commissarie), 394/1-8; Procuratori di San Marco. De cura (Commissarie), 395/1-3; Procuratori di San Marco. De cura (Commissarie), 396/1-12.

⑮ L. Guzzetti, "Le donne a Venezia nel XIV secolo", p. 21.

第三章 遺言執行人としての職務の拡大

(一) 遺言執行人機能の萌芽——一三世紀前半——

一三世紀前半の遺言書については、すでに別稿で詳細な検討を行つてゐる。従つてここでは、そこから導き出された結論を述べるに留めたい。この時代、サン・マルコ財務官を遺言執行人として指名している遺言書は四通のみであつた。これに、遺言執行人にサン・マルコ財務官を指名していないが、彼らに不動産売却を委ねた遺言書一通、刊行史料として参照可能な遺言書で、サン・マルコ財務官に言及しているもの二通を加えて検討すると、おおよそ次のことが言える。すなわち、一三世紀前半においてサン・マルコ財務官は、ヴェネツィア外でなくなつた人の遺産処理、不動産売却、教会関係の財産管理のために遺言執行人として指名されていた。これらは、教会財産の管理というもとのサン・マルコ財務官の仕事や、一三世紀初期の法令でサン・マルコ財務官に委ねられた仕事を少し拡大したような範囲の仕事である。一章でみたように、海外で無遺言で死んだ人の遺産回収や不動産売買の証書・手付け金の管理などが、法令によつてサン・マルコ財務官に託されていた。市民は、もともとサン・マルコ財務官が法令で請け負わされていた仕事と関係のある範囲で、遺産処理を頼みはじめたと考えられる。しかし、限られた範囲であつたとはいえ、市民によるこうした自発的なサン・マルコ財務官の利用は、遺言執行人としてのサン・マルコ財務官の機能拡大にかなり貢献したであろう。

⑯ まず、比較的中上層の人間が多かつたと言えるであろう。さらに、男性は妻の再婚の可能性を考慮して配偶者がいてもサン・マルコ財務官を指名することが多いのに対し、女性でサン・マルコ財務官を指名する人は寡婦であることが多い。

(二) 永遠の喜捨——二二五〇年代——

一二五〇年代サン・マルコ財務官を遺言執行人として指名する遺言書は、八通に増加する。そして、そこで彼らに依頼される仕事のほとんどが「永遠の喜捨」であった。また、サン・マルコ財務官以外、教区司祭や修道院長にこの仕事が託される場合も、僅かではあるが存在する。よって、サン・マルコ財務官の発展を明らかにするためには、この役職と「永遠の喜捨」の関係、さらに「永遠の喜捨」登場の社会的背景を探ることが必要である。

一三世紀前半の遺言書では、宗教団体に喜捨する場合、不動産そのものを与えるかお金を残すか、いずれにせよ、一回きりの喜捨が一般的であった。ところが、この頃から不動産は遺言執行人が管理して、その賃貸料の収入から毎年喜捨し続けるという方法が登場する。これが「永遠の喜捨」で、たいていの場合「永遠に、in perpetuum」という文句が添えられた。最初にこの兆候を示すのは後で触れる一二五三年のマルコ・ツイアーニの遺言書だが、最もよく変化を表しているのは一二五五年のペレラ・アコタントのものである^⑤。

彼女は既婚の娘マリアを遺言執行人に指定し、もしマリアの存命中に遺産分配がおわらなければ、残りの仕事をサン・マルコ財務官が引き継ぐとした。ペレラは比較的多くの不動産を所有していたようで、まず現在彼女が住んでいるサン・アポストロ区の不動産を、マリアに遺している。マリアは決してこの不動産を売却してはならず、自らの死に際しては、永遠にペレラとマリアと親族の魂のための喜捨に当てられるよう、遺言しなければならなかった。ここでは不動産管理はマリアに委ねられているので、サン・マルコ財務官が介入する余地はない。ただ彼女が臨終の際、いかにして永遠の喜捨が遂行できるような遺言執行人を見つけるか、という問題はすでに含まれていることがわかるであろう。サン・マルコ財務官が「不動産の永久管理」という仕事を受け持つ可能性はすでに存在するのである。さらに興味深いのは、彼女がおそらく夫と暮らしていたサン・パウロ区の不動産の処置である。これは娘マリアが売却し、その代金からさまざまな宗教団

体への遺贈を支払うことになっていた。しかし、もし彼女が、不動産を売却するよりその賃貸収入から永遠に喜捨を行う方がよいと思う場合、その方法を選択することも認められているのである。この場合たとえマリアが長命を保ったとしても、サン・マルコ財務官が仕事を引き継ぐ必要性が出てくるのは明白であろう。マリアは永遠に喜捨し続けることなどできず、一方役職としてのサン・マルコ財務官は人が変わっても続いて行くからである。

ここには、喜捨の「永遠性」の故にサン・マルコ財務官を遺言執行人として指名し、彼らに不動産管理を委ねる、という姿勢が見られる。サン・マルコ財務官は、一三世紀前半から教会財産の管理や不動産売却に関する仕事に携わっていた。喜捨のための不動産管理は、おそらく抵抗なく、サン・マルコ財務官の仕事として市民に意識されたのではなからうか。

では、「永遠の喜捨」という新たな発想が生まれてきたのは何故か。そもそも一三世紀初めから、聖職機関に不動産を寄進することで永続的な見返りを期待する、という心性は存在した。ピエトロ・ツイアーニは一二二八年の遺言書でリアルトの信者会に土地を寄進し、彼らが毎年彼の命日に祈りを捧げることを義務づけている。一二二七年に遺言書を作成したアンドレア・トロンは、聖ミカエル修道院にパドヴァの土地とイストリアのブドウ園を寄進したが、見返りとして彼の娘が入会金なしでこの修道院にはいることを求めた。いずれの場合も、受益者はその不動産を売買譲渡することができず、どうしても売却したい場合、その不動産は寄進者の親族のものになるとしている。この処置は、不動産を通して永続的に受益宗教団体を拘束したいという欲求の表れともたれよう。

しかし、全ての人が寄進できるだけのまとまった土地、宗教団体の使用にふさわしい家屋を持つていたわけではない。たいていの人は、なにがしかの現金を喜捨し、ミサを依頼することで、満足していた。ただ、一回きりのミサではなく、百、千とミサを挙げることを依頼している遺言書が多いことを考慮すれば、やはり彼らもできるだけ永く自分の魂のために祈ってもらうことを望んでいたように思われる。死後の魂の平安は遺言者共通の願いであった。

ここで、次の想定が可能である。つまり、自分の魂のための永続的な祈りを期待するなら、不動産にしる現金にしる一

度の寄進よりは永続的な喜捨の方が効果的ではないか、ということである。さらに現金なら分割して複数の用途に使用することもできる。ここまで来れば、不動産そのものを残す代わりに、不動産管理は遺言執行人に任せて、そこからの収入だけを永遠に喜捨するという発想までは、そう遠くない。ヴェネツィアのように早くから商業が発達し、一三世紀前半に商業契約や債務債権問題に関する厳密な法規を整えた都市であれば、^⑨このような一種「合理的な思考」が発達したとしても、不思議なだろう。ジャック・ロシヨは「都会人と都市生活」と題する論文で「すべては商業都市では「計算」である。」と述べている。^⑩

実際、宗教施設を巡る状況も、一二五〇年代にはこのような発想を促進するような方向に展開していた。一二二〇年代、まだ土地の寄進が盛んな頃、ヴェネツィアには修道院、病院などの宗教関係施設はそれ程多くはなかった。また、土地も沼沢地が多く残っていた。例えば、托鉢修道会は一二二〇—三〇年代にヴェネツィアに姿を見せ始め、一二三〇年代初めに元首ティエポロから土地を与えられて礼拝堂や修道院を建設する。また、バドエル家やミキエル家からも土地を寄進され、病院や女子修道院の建設にも着手した。これらの場所の中には沼の近くの湿地も多く、修道士たちは、おそらく干拓作業から始めなければならなかったのである。^⑪しかし、一二五〇年代には様相は変わっていたようだ。托鉢修道会はすっかりヴェネツィアに定着し、遺言書の宗教団体への喜捨の内訳を見ても、修道院、信者会、病院などはるかに多くの名前が見られるようになっていく。残念ながらこれらの宗教運動と永遠の喜捨の関係について明言することはできない。遺言書の中には「ドミニコ会修道士の助言のもとに」永遠の喜捨を行うことを指示したものもあるが、^⑫このような例は僅かである。ただ、托鉢修道会が浸透し、清貧や救霊のための喜捨を勧める説教が普及すると、それだけ、魂の救いを求めてでさるだけ永いミサを望む人が増えるということはあつただろう。^⑬また、ヴェネツィア市内や周辺に教会や修道院や信者会、病院などが多くなると、それだけ遺贈先も増加する。一度にお金を残すよりは、また一つのところにまとまった不動産を寄進するよりは、不動産そのものは遺言執行人の管理に委ねて、そこからの収入を小分けして毎年喜捨に回すという考え

が出てくるのもうなずけよう。不動産収入を四分割して複数の聖職機関への喜捨と貧者への施しに使用する例は、一二五九年のニッコロ・ステーノの遺言書に見られる^⑬。また、遺言書から推察する限り、一三世紀後半市内の不動産は賃貸家屋が多くを占めるようになっていた。このような物件は直接宗教施設に寄進することはできない。ペレラの指示のように売却して現金化して喜捨に当てるか、賃貸収入を喜捨に回すかどちらかである。ここにも「永遠の喜捨」の促進要因が見取れよう。

さらに聖職機関の側も、土地より安定した現金収入の方を好む場合があったのではないか。例えばマルコ・ツイアーニは一二五三年の遺言書^⑭で、教会付きブドウ園をフランチェスコ会、ドミニコ会、もしくはシトー会の修道士のために残しているが、もし彼らがそこに定着することができなければ、遺言執行人がこの不動産を管理し、その収入からフランチェスコ会修道院長の推薦で何人かの修道士を養うことを命じている。ここでは、修道士が土地の受け取りを拒否する場合も考慮されているのである^⑮。いずれにせよ、「永遠の喜捨」が双方にとって悪い選択でなかったことは確かであろう。そして、永遠に喜捨しようとする、どうしても永続する遺言執行人としてサン・マルコ財務官のような役所が必要となってくる。教区教会や修道院でも永遠の喜捨は可能かもしれないが、特定の宗教施設の場合、複数の慈善や喜捨を行うことは難しい。一二五〇年代、にわかには永遠の喜捨という仕事でサン・マルコ財務官の指名が増えてきた背景には、ヴェネツィアをとりまく宗教状況の変化とそれへの市民の対応があつたと考えられる。

ところで、一二五〇年代は先に見たように強制公債制度が確立する時期でもあつた。公債の割当額は不動産評価格に応じて決まったので、中には修道院に財産を譲渡することで公債を逃れようとする者もいた^⑯。一二五八年には宗教団体に不動産を売却したり譲渡したり、遺言書で寄進したりすることを禁じる法令が通っている^⑰。ここからサン・マルコ財務官に不動産を託す永遠の喜捨は、子孫を過度な公債支払いから免除するための、いわゆる「税金逃れ」ではないかという意見が出るかもしれない。しかし、たいていは売却による現金化の代替物として「永遠の喜捨」が命じられている点、永遠の

喜捨は子孫が絶えた場合の処置として望まれることが多い点^{①9}、一二五八年以前から「永遠の喜捨」が見られる点から、公債と永遠の喜捨の間に直接関係はないと思われる。なお一二九八年には、市内の全ての宗教団体が所持する不動産、およびサン・マルコ財務官が喜捨のために預かっている不動産にも強制公債が課されるようになった^{②0}。

(三) 動産の投資——一二六〇年代——

一二六〇年代、さらにサン・マルコ財務官の指名が増えるが、それは「永遠の喜捨」に加えて「動産の投資」という仕事に加わるためである。四通の遺言書が、おそらく投資を依頼するために、サン・マルコ財務官を遺言執行人として指名した。ところで、ヴェネツィアでは、未成年に残された遺産を後見人が投資することは、すでに一三世紀はじめてから一般的であったと思われる。一二四二年の法は、無遺言で残された未成年に後見人をたてる方法を定めているが、こうして後見人となった者には被後見者のために受託財産を投資する権利が認められた^{②1}。一二三五年には未成年の甥のため、彼に遺した動産の投資を指示した遺言書もある。ただし、ここでは、この仕事は親族の女性に委ねられ、サン・マルコ財務官が投資に介入する余地はない^{②2}。つまり「サン・マルコ財務官を遺言執行人に指名して投資を依頼する」というのは、全く新しい市民の選択なのである。以下、その論理と社会的背景を探っていこう。

サン・マルコ財務官に動産の投資を依頼した例がCDSの史料群の中で始めて登場するのは、一二五九年、ニコロ・ゾルツィの遺言書である。ここでは修道院に入った娘のため一〇〇リレが遺言執行人の手で投資されることが命じられた。遺言執行人は兄弟と従兄弟と三人の既婚の娘の計五名である。が、もし従兄弟が遺言執行人を引き受けることを拒否したり、五人のうちの誰かが死亡するかすれば、サン・マルコ財務官がその者の代わりを務めることが命じられた。ここでは、投資とサン・マルコ財務官の関係はまだ二義的である。ところが、一二六〇年代には最初からサン・マルコ財務官に投資を委ねた遺言書が登場する。中でも興味深いのは一二六八年のダニエル・グレコのものである^{②3}。彼は遺言執行人として

長男とサン・マルコ財務官を指定し、次男が一八歳になれば長男と次男のみが遺言執行人になるとした。そして、次男が一八才になるまで一〇〇〇リレがサン・マルコ財務官に預けられる。ただし、このお金は成人している長男がサン・マルコ財務官の助言のもとで金・銀・胡椒などに投資するのである。

この遺言書の記述には、市民がなぜ投資活動をサン・マルコ財務官に託すようになったのかを解く鍵が存在するように思われる。一二四九年の法令より、どのような理由で託された財産にせよ、とにかくサン・マルコ財務官はすでに委託財産の投資活動を行っていた。またこの法令は、サン・マルコ財務官の働きを広く市民に知らしめ、今後毎年の決算を行うことでその職務がより確実なものになる、という印象を市民に抱かせたかもしれない。一二六〇年代といえ、それから一〇年が過ぎた時期である。この頃になると、「サン・マルコ財務官に投資を任せておけば安心」という見解が市民の間を広まっていたのではなからうか。ダニエル・グレゴが、長男の投資に対してサン・マルコ財務官の助言を義務づけているのは、市民のこの役所に対する信頼感の表明ととれよう。

さらに、サン・マルコ財務官と遺産の投資活動を結びつける重要な契機として考えられるのが、当時のヴェネツィアの経済状況である。一二六〇年代は、一二六一年のビザンツによるコンスタンティノープル奪回とそれに伴うジェノヴァの進出のため、ヴェネツィアの東地中海貿易が一時不振に陥った時期でもあった。一方、ヴェネツィア市内に目を向けるとリアルトを中心に小売業や手工業が発展しつつあった。多くの同職組合の規約が定められ、一二六六年の元首ロレンツォ・ティエポロの就任式においては、各種同職組合の華やかな行進が催されたほどある。このような中で、海外貿易以外の新たな投資先として、ヴェネツィア市内の中小商工業者への貸し付けが登場し始める。ミュラーは、この形態をローカル・コレガンツァと呼び、現金の使用の仕方に「ここヴェネツィアで」という限定が付されるのが特徴だと述べた。彼の計算によると、海外貿易ほどの利益は見込めないが、その分リスクも少なく、安定した投資先である。この海外貿易の一時不振と新たな投資形態の登場により、この時期の市民たちは、全遺産を被遺贈者の裁量にまかせて海外投資に用いるよ

りは、よりリスクの少ない投資先や、ローカル・コレガンツァを利用したリスクの分散を望むようになってきたと考えられるのである。そして、ここにサン・マルコ財務官が投資に介入する余地が生まれた。

一二六二年サン・マルコ財務官に孫の養育費のための投資を依頼したアントニオは、投資は「ここヴェネツィアで」(ad *lucrandum hic in Veneciis*)と述べた。^②一二六七年、既婚の娘のため二〇〇リレを投資することをサン・マルコ財務官に依頼したマリアも「ヴェネツィアで」(*dentur tamen in Veneciis ad lucrandum pro utilitate ipsarum*)と付け加えている。^③つまり彼らは「ここヴェネツィアで」という限定をつけることで、市内の商工業者への貸し付けを指定しているのである。また、時代は下るが、一二七五年のジョヴァンニ・グリマーニは、一〇〇〇リレをサン・マルコ財務官の裁量で市内もしくは海外での投資に使うことを依頼した。しかしリスクを分散させるために、一人の人物に一〇〇リレ以上融資しないことを義務づけている。^④同じような制限は他の遺言書にも見られる。例えば、一二七七年のステファノ・ペンドロは、サン・マルコ財務官に委託した七〇〇リレのうち五〇〇は海外、一〇〇はアドリア海のなか、一〇〇はリアルトで投資するよう定めた。^⑤

こうしたローカル・コレガンツァへの投資の指定やそれを含めたりリスクの分散は、残された親族のため、元金を損なうことなく一定の利息を保証するには、格好の方法であったろう。そしてサン・マルコ財務官は、このような投資を依頼するには適していた。なぜなら、彼らは自らの収入の増大をはかるために遺産を預かっているわけではないので、利益の少ない投資先に遺産を投じることには何の不満も躊躇もなかったはずだからである。親族に投資を依頼する場合は、たいてい委託された人の裁量にまかされるので、最悪の場合は遺産の元金も失われてしまう可能性もある。先のマリアの例(一二六七年)も、娘が既婚であることを考慮すれば、彼女に直接二〇〇リレ渡すこともできたはずであった。にもかかわらず、そうしなかったのは、これらが海外貿易などに投資されることなく、わずかではあっても安定した収入を彼女に保証し続けることを望んだからであろう。

また、クラッコによれば、一二六〇年以降安定した投資先として好まれ始めたものに、政府公債も含まれていた^⑩。市民たちは公債への投資を考える場合、ムーネの財政との関係から、サン・マルコ財務官に財産を委託するのが便利だと判断したかもしれない。一章で述べたように、公債の利率と返還方法は一二六二年の大議会で決められた。そして少なくとも一二七〇年には、サン・マルコ財務官が利子の受け取りを行っている記録が存在する^⑪。

以上、サン・マルコ財務官は、ヴェネツィア経済における投資形態の変化の点からも、信頼して投資を任せられることのできる機関として、注目されるようになったと考えられる^⑫。

（四）遺産管財人機能の確立——一二七〇年代以降——

こうして一二七〇年までに遺言執行人としてのサン・マルコ財務官の仕事が出そろい、法令でも彼らと遺言執行人の仕事が結びつけられた。これ以後三〇年は、さほど市民の遺言書の内容に変化はない。永遠の喜捨、動産の投資は続いて依頼され、相続人がいない場合の不動産の売却など、一二二〇年代の遺言書以来の仕事も相変わらず見られる。ここでは、サン・マルコ財務官の管財人機能の確立について、さらに二点指摘しておこう。

ひとつめは、遺言書全体の性格の変化である。つまり、時代が下るほど、より複雑で長期的展望にたった遺産分配が目につくようになるのである。一三世紀前半は一般的に、不動産を売却してその代金で遺贈を行ったり、不動産をそのまま親族に残すなどの例が多い。それが六〇年代末になると、期限を限って一つの不動産を複数の目的に使用することを指示したり、妻や娘などに残した不動産のその後の処置まで詳細に定めたりする遺言書が登場し始める。このような処置は、七〇、八〇年代にはさらに頻繁になるように見受けられるのである^⑬。緩やかに把握しにくい変化ではあるが、代表的な例をいくつか取り上げよう。

もっとも典型的なのは、一二六八年のバジリオ・バジリオの遺言書である^⑭。彼は独身のように、遺言書に妻や子供

の記述はない。遺言執行人はサン・マルコ財務官と彼の住んでいる教区の司祭である。彼らの仕事は、まず遺言者の財産を回収して、そこからの収入を保持し、指定の遺贈分を支払うことであった。しかしさらにその後、収入の残りを毎年遺言者の魂のため二〇年間分配し続けなければならない。そして、二〇年の期限の後、この財産は死者の兄弟ニコロとピエトロのものになるよう定められた。ここで注目すべきは、二〇年と期限は限られているとはいえ、かなり長期に渡る喜捨が行われ、その後この財産は男系親族の手に渡るといふ点である。つまり、ここでは、二〇年という期間で使用目的を分けることにより、一つの不動産で自分の魂のための喜捨と男系親族への譲渡という二つの目的が達せられているのである。その他、妻に残した不動産について、妻の死後は一〇年間聖アンドレア修道院の修道士が所有し賃貸料を集めることができること、その後は遺言者の男系親族に優先的に売却することを定めたものや、一五年間サン・マルコ財務官と妻が不動産を賃貸しして、それぞれが収入の半分づつを自由に使用し、その期限のあとは息子と孫が所有することを定めたものもある。^⑦ 不動産の賃貸料から妻や孫の生活費と慈善のための施しの両方を捻出する工夫をした遺言書もある。遺言書全体を概観した場合、一二七〇年以降、この種の複雑な長期に渡る遺産処理の方法が目を引くようになるのである。そして、この方法のメリットは、そもそも遺言者は遺言によって何を望んでいたのかを考えれば、容易に理解できる。

一三世紀を通じて、どの遺言書も、息子がいれば彼に不動産などの主要な財産を残し、その一方で、娘や妻が生活に困らないよう十分な配慮をするのが一般的であった。娘しかない場合は、娘に全財産が譲られる場合と、娘には不動産のみ与え不動産は甥や兄弟などに譲られる場合がある。また、娘や妻が生きている間のみ不動産の使用やそこからの収入を保証し、その後それらは別の目的に使用するよう定めることもあった。なお、例は僅かではあるが、一三世紀末には「男系子孫代々」不動産を引き継ぐことを定めた遺言書も見られる。これら全ては、男系親族内での家産の保持と女性への財産保証という、二つの事柄に配慮した結果だといえよう。当時のヴェネツィアの無遺言相続の原則は、「不動産相続に関しては男性に有利。ただし、妻や娘などの女性の財産権は侵害しない」というものである。また、無遺言相続により女性に

渡った財産を買い戻すため、親族は優待価格で不動産が購入できた。遺言書に見られる姿勢は、このような法の原則とも一致するのである。

しかし両者は、社会が、女性が嫁資を持つて他家へ嫁ぐというシステムを採用している以上、互いに相反する要素である。さらに、遺言書を見ればすぐわかるように、被相続財産は、死者が自己の魂のため宗教団体になす遺贈により、削られるのが常であった。しかも死後の魂の平安はすべての遺言者の望みであり、宗教団体への喜捨は、遺言の重要な部分を占める。一三世紀後半に見られる複雑な指示は、これら三つの要求の折り合いをつけるために生み出された優れた方策であったと言えるだろう。つまり長期にわたる遺産処理を指示することで、より多くの要求を満たすことができるようになるのである。ただ、長期的展望に立つた遺産処理においては、当然長期に渡つて存続する遺言執行人が必要となる。このような流れの中でも、サン・マルコ財務官は永続し信頼に足る管財人として、市民の役に立つたと考えられる。

二点目は、一二七〇年以降、家族構成や親族内部の問題からサン・マルコ財務官を頼りとする市民が登場し始めることである。たとえば一二七七年、マリノ・ベレーニョは複数の不動産を所有していたが、その大半を甥に残した。残りの不動産は三部分に分け、一部は喜捨に当て、残りを娘に与えた。そして娘が寡婦になった場合の権利として、甥に残した家のひとつを住居として要求することを認めている。重要なのは、もし甥たちが上述の不動産に関して、遺言執行人であるサン・マルコ財務官や娘を煩わすようなことがあれば、彼らの不動産所有権を剥奪すると記されている点である。これは、甥と娘の間で将来遺産争いの懸念があるため、サン・マルコ財務官を遺言執行人に指定することで、あらかじめ甥の横暴を防ごうとした処置だと見ることができよう。また、一二八五年のマリア・ミグラニーは、夫が健在にもかかわらずサン・マルコ財務官を遺言執行人に指定した。彼女の希望は、娘に五〇〇リレ、夫に二〇〇リレ残し、娘に残したお金はサン・マルコ財務官が彼女のために投資することである。そして、もし夫がこの遺言書に反対した場合、夫の二〇〇リレに対する権利は剥奪される。これも、娘に与えた遺産を、夫から守るための処置だといえよう。

また、聖職者でもなく、永遠の喜捨や動産の投資など長期にわたる仕事を頼むわけでもないのに、身寄りがないためサン・マルコ財務官を指定したとしか思えない遺言書も登場する。一二八三年五月九日のアルヘンダ・ダ・カナール^⑬、一二八二年一月二三日のマリノ・カローゾ^⑭のものなどである。もちろん、一二七〇年以前も身寄りのない人の遺言書は存在する。しかし、彼らは近隣の聖職者や友人などを遺言執行人として指名し、必ずしもサン・マルコ財務官を頼ることはしていない^⑮。いったん遺言執行人の義務が法令化されると、市民にとって、ますますこの役所に遺言執行人の仕事依頼することが容易になったのではないだろうか。

こうして遺言執行人として定着したサン・マルコ財務官は、市民の様々な要求に答えるようになり、集まった財産を投資や慈善・喜捨にふりわけたのである。

- ① K. Takada, "Lo sviluppo dei Procuratori di San Marco come esecutori testamentari fino all'anno 1270", *Zinbun* 34 (1), 1999, pp. 79-106. これは、刊行史料に基づく遺言書調査の概要と、一二六九年まで(特に十三世紀前半)の未刊行史料の内容紹介が中心である。五〇年代、六〇年代の遺言書の調査も含まれているが、社会的背景までは深く考察していない。
- ② カプリエーレ・ニキエル(一二二六年八月)、『フリッシーナ・モリン(一二三五年十一月)』、『アルネルターニョ・キロソニーニ(一二三七年六月二六日)』、『ニコロ・コッコ(一二三七年一〇月)』。出典はそれぞれ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 195, b. 200, M. C. Bella-
to, *Aspetti di vita veneziana del XIII secolo (sulla base di 26 testamenti trascritti e pubblicati)*, tesi di laurea dell'Università di Padova, a. a. 1976-1977, doc. III, ASV, *Procuratori di San Marco*, mss. b. 66.
- ③ マンシエロ・フランスニーロ(一二三九年十二月)、『ASV, *Procura-*

tori di San Marco, de ultra, b. 128.

- ④ ステファン・ヴァアロ(一二二五年六月七日)、『第一章』注②参照。
『エトロー・ツィアーニ(一二二八年九月)』、『S. Borsari, "Una famiglia veneziana del Medioevo: gli Ziani", *Archivio Veneto*, 5 serie, 110, 1978, Appendice I, pp. 54-64.
- ⑤ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 2, c. 27. この遺言書は『*Antichi testamenti tratti dagli archivi della congregazione di carità di Venezia*, Venezia, 1 serie, 1882, pp. 9-13.』に収録されている。
- ⑥ S. Borsari, "Una famiglia veneziana del Medioevo: gli Ziani", pp. 67-68.
- ⑦ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 276.
- ⑧ L. Zamboni, *Testamenti di donne a Venezia (1206-1250)*, pp. 50-51. シンクロニカルに、『フランソワ』は十三世紀に永続の「サ」を認め傾向がエリート層から一般に広まった。また彼は「産まれる」「サ」の形態の変

化から、来世にうつる人々の心性の変化を解きあかしてゐる。J.

Chiffolleau, *La comptabilité de l'andula*, pp. 328, 323-356.

- ② G. Röscher, "Le strutture commerciali", in *Storia di Venezia II, L'età del comune*, a cura di G. Cracco e G. Ortalli, Roma, 1995, pp. 437-458, 456-57 pp. 443-446.

③ シヤマン・ヌ・コトノ羅 (藤田博士訳) 『中世の入商』 モーロント人の精神世界と創動力』 筑波大学出版部 一九九九年 二〇一頁。

- ④ I. Gatti, *S. Maria gloriosa dei Frari. Storia di una presenza francescana a Venezia*, Venezia, 1992, pp. 23-27; F. Sorelli, "Gli ordini mendicanti", in *Storia di Venezia II*, pp. 905-907, 914.

⑤ 聖ドミニコ兄弟会の規則書は "... de consilio fratris Federici De Mandra ordinis fratrum predicatorum," 2489。

- ⑥ A. Rigon, "Orientamenti religiosi e pratica testamentaria a Padova nei secoli XII-XIV", p. 43. 14世紀後半の宗教改革の普及の歴史を考察している。

⑦ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 265.

- ⑧ S. Borsari, "Una famiglia veneziana del Medioevo: gli Ziani", *Appendice II*, pp. 64-72.

⑨ 聖職の十聖王の権利と利益の分配の事。F. Sorelli, "Gli ordini mendicanti", p. 907.

- ⑩ L. B. Robert, "Domenico Gradimigo: a Thirteenth-Century Venetian Merchant", in *Medieval and Renaissance Venice*, ed. by E. E. Kittell and Th. F. Madden, Urbana and Chicago, 1999, p. 39.

⑪ *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, vol. 2, p. 50. 1611-1612年の元首ニコロ・ザンの道言書が、聖ペテロ十字架病院の残した公債が償還と利息とあわせて十分な金額に達するまで、この病

院のため土地を購入するよう命じている。またサンタ・ソフィア区の家屋を売却している。 *Antichi testamenti tratti dagli archivi della congregazione di carità di Venezia*, Venezia, 3 serie, 1884, pp. 10-11.

- ⑫ この場合、嫁縁の男系親族と同じ姓を持つ「家」のメンバーが想起される可能性がある。

⑬ G. Luzzatto, *I prestiti*, pp. 74-76 (doc. 69).

- ⑭ *Gli statuti veneziani di Jacopo Tiepolo del 1242*, p. 104 (liber. II, cap. 2).

⑮ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 200.

⑯ ASV, *Procuratori di San Marco*, misti, b. 92A.

- ⑰ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 161.
- ⑱ G. Cracco, *Venezia nel medioevo, dal secolo XI al secolo XIV*, Torino, 1986, pp. 90-97. 1117年—1121年と1171年の発布された命令は、1186年—1197年と1215年に発布された規則を、1121—1127年と1135年に発布した。

⑲ R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", pp. 155-159. ただし、海外貿易に投資するのを命じた道言書が存在する。例えば、1188年のベントネ・ボンドエッチの胡椒などの他の商品への投資を命じた。ASV, *Procuratori di San Marco*, misti, b. 123. 1190年のステファン・カルフや金・銀・胡椒への投資を命じた。

- ⑳ *Aspetti della società veneziana del XIII secolo*, pp. 111-113, doc. 12.
- ㉑ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 8.
- ㉒ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 160.
- ㉓ M. C. Bellato, *Aspetti di vita veneziana del XIII secolo*, pp. 260-261, doc. 12.

㉔ ASV, *Procuratori di San Marco*, de ultra, b. 41.

㉕ G. Cracco, *Venezia nel medioevo*, pp. 103-104.

③② G. Luzzatto, *Il debito pubblica*, p. 34.

③③ 一三六二年には、ジャコモ・ガブリエーレが娘の嫁資として残した一〇〇〇ドゥカーティを、サン・マルコ財務官がヴェネツィアの商人業者もしくは公債に投資することを怠ったとして、ガブリエーレの妻と息子が訴訟を起している。遺言書では投資は特別には依頼されておらず、サン・マルコ財務官は反論したが、判決は「公債に投資すべき」とであった。一四世紀には「サン・マルコ財務官による両者への投資が、かくも一般化」かつ期待されてたことがわかる。R. C. Mueller, "The Procurators of San Marco", p. 167.

③④ このような指針を「複雑で長期的展望にわたる遺産分配」として區別するか難しいが、おおよそ一六〇年代で二通、七〇年代五通、八〇年代九通、九〇年代二通の遺言書が、これに当てはまると考えられる。

③⑤ ASV, *Procuratori di San Marco, de ultra*, b. 32.

③⑥ ニコロ・サラモン³⁹の遺言書（一二六八年一月五日）。ASV, *Procuratori di San Marco, misti*, b. 215

③⑦ ユエトロ・ナヴァジエルの遺言書（一二七三年四月三日）。ASV, *Procuratori di San Marco, de ultra*, b. 211.

③⑧ 一二七一年のマイルジリア・ミンヌロ⁴⁰、一二九二年のニコロ・トナツィサンの遺言書を。それぞれ ASV, *Procuratori di San Marco,*

de ultra, b. 261, b. 275.

③⑨ 男系親族内と違って、息子が主体で、せうせい兄弟、甥、叔父の範囲が想起されるに留まることが多い。その点、無遺言相続でも際立った男系優遇を見せているフョレンツェの遺言書などは、若干性格が異なるであろう。 Cf. S. K. Cohn, *The Cult of Remembrance and the Black Death*, pp. 171-181, 201; I. Chabot, "La loi du lignage. Notes sur le système successoral florentin", *CLIO, Histoire, Femmes et Sociétés*, 7, 1998, pp. 53-59.

④⑩ 前掲拙稿「五六一一頁」。

④⑪ M. C. Bellato, *Aspetti di vita veneziana del XIII secolo*, doc. XIV.

④⑫ M. C. Bellato, *Aspetti di vita veneziana del XIII secolo*, doc. XXIII.

④⑬ ASV, *Procuratori di San Marco, de ultra*, b. 9.

④⑭ M. C. Bellato, *Aspetti di vita veneziana del XIII secolo*, doc. XVII.

④⑮ 例えば、一二四〇年のジョヴァンニ・マレツィオはおそらく商売仲間のベネデット・フアリエルを、一二六六年のジャコミニナはおそらく友人である三人の女性を、一二六九年のマリア・ヴェニエルはサン・ロレンツォ修道院の修道院長を、それぞれ遺言執行人に指名している。出典は順に、ASV, *Procuratori di San Marco, de ultra*, b. 8; *misti*, b. 209A; *de ultra*, b. 300.

おわりに

本稿で明らかにしたように、サン・マルコ財務官の遺言執行人としての発展には、市民の動向が大きく影響していた。確かに基礎には、教会財産の管理や海外で無遺言で死んだ人の遺産処理、不動産売買の管理など、法令で決められた仕事があった。しかし、市民はその機能を少しずつ拡大解釈して、自分たちの都合の良いようにこの役所を利用していったの

である。それは、常に市民が、法令で定められている以上のことを、彼らに託していることから明らかであろう。

つまり、サン・マルコ財務官の発展は決して「上から」一方向的に為されたものではなく、常に市民の要求を取り入れながら、市民の要求との相互作用の中で為されたものだった。その要求とは、具体的には、自分の財産の一部を永遠に喜捨することにより、魂の救いを得たいという宗教的な動機から来るものであり、また限られた家産を相続人たちのあいだで、できるだけ効率よく残したいという「家族・親族への配慮」から来る要求でもある。さらに、サン・マルコ財務官が遺言執行人として定着した一二八〇年前後には、遺産争いを回避するためや身寄りがなかったために彼らを指名する遺言者も登場する。こうして、未成年の後見を始め、市民の幅広い層に指示され役立つ機関として、この役所は確立し、多くの資金を集めることで銀行やコミュニネの財政補助の役割まで果たすようになっていった。サン・マルコ財務官とは、元首のための役職として出発し、後にはコミュニネのための仕事を請け負う機関としても発展したが、同時にこれは、市民のため市民が発展させた役職でもあったのである。

一般に中世都市においては、人口も都市面積もさほど大きくはない。サン・マルコ財務官は、確かに、党派争いもなく、聖職機関が都市の世俗権力に服しているヴェネツィアに特徴的な役所ではあろう。また、遺産の効率的な配分という市民の個人的な要求を、公的機関であるサン・マルコ財務官が吸収する形で発展したことは、ヴェネツィア都市自治のあり方の重要な特徴として指摘できるかも知れない。しかし、立法機能がそれほど厳密に確立していなく、互いにはば面識のある人々が常に議会のメンバーであるような中世都市においては、おそらく、このような「制度の後追いの発展」が普通ではないだろうか。市民側のイニシアティブの重要性を明らかにした本稿の結論は、たんにヴェネツィア一都市にとどまらず、より普遍的な意味を持ちうると思われる。

① 大議会に一度も登場しない家のメンバーからも指名されている。

The Development of the Procurators of San Marco in Thirteenth-Century Venice: A social Interpretation

by

TAKADA Keiko

In medieval Venice, the office of Procurator of San Marco was very important in varied areas, such as public finance, civic economy, charitable or pious activities of the city, and family life of the Venetian citizens. The institutional development of this office has been well studied by several scholars. Especially notable is R.C. Mueller, who made a thorough investigation about the office and its functions and revealed that the Procurators played a significant role in the social and economic life of the city, by administrating the estates of private persons as executors. Although the importance of the function as executor and trustee has been pointed out, it is not clear enough when and why the Procurators were involved in this task. To answer this question, the attitudes of the Venetian testators toward this office have to be studied: they were not urged to commit the matter of the estates to the Procurators by laws or some other authority, but it is very possible that they themselves named these officials according to their desires and intentions.

By examining the testaments of individual Venetians who selected the Procurators as their executor, this paper attempts to consider the motives and social background of the selection. The analysis of about 180 testaments of the thirteenth century, conserved in the Archivio di Stato di Venezia, shows that the religious, economic and family concerns of the citizens promoted the enlargement of the task of this office. This example of the development of a municipal institution might be applicable to other medieval cities, where proximity would have allowed the daily activities of the citizens to have an influence on the administration of the municipal government.